

なるほどの♪



学校教育担当
キャラクター
甲斐善之助

西部教育局からのお役立ち情報

今月のトピック紹介版

12月号



指導事項を明確にした小学校国語科の授業づくり(12月)

小学校学習指導要領全面実施に向けて
小学校家庭科における消費者教育の充実

全面実施に向けた年間指導計画見直しのための
小学校家庭科における新設・内容の改善等の一覧

指導事項を明確にした小学校国語科の授業づくり(12月)

国語科では「教材の内容を詳細に教えること」ではなく、「言葉で正確に理解し適切に表現する資質・能力を育成すること」が大切です。

今月の指導の
ポイントは…

目的に応じていろいろな 本や文章を読み、感想や考えをもつこと

	第1学年及び第2学年	第3学年及び第4学年	第5学年及び第6学年
C読むこと	力 楽しんだり知識を得たりするために、本や文章を選んで読むこと。 ※エ、オも関連	力 目的に応じて、いろいろな本や文章を選んで読むこと。 ※ウ、エ、オも関連	力 目的に応じて、複数の本や文章などを選んで比べて読むこと。 ※イ、エ、オも関連
教材	おとうとねずみチロ(1年) かさこじぞう(2年)	はりねずみと金貨(3年) 世界一美しいぼくの村(4年)	手塚治虫(5年) ヒロシマのうた(6年)

「目的に応じた読書」ができるよう、教科書教材ではC読むこと(2)の指導事項をもとに、右のような言語活動が設定されています。

いろいろなお話を読む(1年)
日本の物語を紹介する(2年)
世界の物語を紹介する(3年)
読書会をする(4年)
感想文を書く(5年)
本を推薦する(6年)

「〇〇を書く」という言語活動もありますが、あくまでもC読むことの観点で評価をすることが大切なのです。

重要！

言語活動が目的にならないよう、その言語活動を通してどのような国語の力を付けるのかを明確にしておくことが大切です。

これは高評価をあげるべきだな。

Aさんは、読書新聞の記事をたくさん書いています。

先生、要約の観点から考えると、

自分の考えの文章を根拠と選ぶ文章を適切に選ぶことが大切です。

引用も、単にたくさん書いてあげればよいというわけではなく、

書かせる前に読んでおいてほしい。

※評価の観点も子供と共通理解を大切にする。

例「読書新聞」でお気に入りの物語を説明しよう(四年)

柱となる「言語活動」

言語活動のそれぞれの「パーツ」

言語活動のパーツを「遂行する能力」

「ここがおすすめ！」

①「主人公の成長」
登場人物の性格や気持ちの変化について、
叙述を基に想像して読む力
内容C(1)ウ

②「まわりの様子や情景」の描写
情景などについて、叙述を基に想像して読む力
内容C(1)ウ

「読書新聞」
「こんなストーリーです(あらすじ)」
目的や必要に応じて、文章を引用したり要約したりする力
内容C(1)エ

「作者紹介」
①「シリーズ紹介」
②「おすすめの本」紹介
目的に応じていろいろな本や文章を選んで読む力
内容C(1)カ

「この本へのみんなからの感想・質問コーナー」
文章を読んで一人一人の感じ方について違いがあることに気付く力
内容C(1)オ

「社説」
文章を読んで自分の考えをもつ力
内容C(1)オ

言語活動を行いながら、いろいろな作品を「繰り返し読む」「比べて読む」という過程を大切にしましょう。

小学校家庭科における消費者教育の充実

新学習指導要領では、中学校の内容との系統性を図り、自立した消費者を育成するために消費者教育に関する内容の充実が図られ、「C消費生活・環境」（現行学習指導要領「D身近な消費生活と環境」）において、「買物の仕組みや消費者の役割」に関する内容が新設されました。



「買物の仕組み」

日常行っている買物が売買契約であることを理解できるようにする。

「売買契約の基礎」として扱う3つのこと

買う人（消費者）の申し出と売る人の承諾によって売買契約が成立する。

買う人はお金を払い、
売る人は商品を渡す義務がある。

商品を受け取った後は、買った人の一方的な理由で商品を返却することができない。

授業づくりのポイント

売買契約について、具体的な生活場面をもとに考える

①身近な事例をもとに考える

Q.法律上の契約はどっち？

- (1) スーパーでお菓子を買った。
- (2) 友だちと映画を見に行く約束をした。

※クイズの出典
名古屋市消費生活センター情報ナビ「ハッピーのこども消費者クイズ 小学生編初級コース」より



「消費者教育ポータルサイト」には消費者教育に関する様々な情報が掲載されています。

フリーワード検索に「小学校家庭」と入力すると、授業実践例や教材を閲覧することができます。

契約は「法的な責任が生じる約束」だったんだね。

「契約」なんて大人の方がするものだと思っていたけど、私たちも生活の中で「契約」をしているのね。

②買物をする場面のどこで「売買契約」が成立するのかについて考える

(1) 商品を選んで
いる場面



これを買おう！

(2) 買う人が買う意思を示し、売
る人が合意した場面



(3) 買う人が代金を
支払った場面



280円
いただきます。

(4) 商品を受け取
った場面

ありがとう
ございました。



全面実施に向けた年間指導計画見直しのための 小学校家庭科における新設・内容の改善等の一覧

*本資料は、令和2年度に現行学習指導要領（平成20年版）に基づいた教科用図書を使用する第6学年（現・第5学年）の、2年間の年間指導計画のチェック用としてもご活用いただけます。

※今年度の第5学年は、学習指導要領改訂に伴って新設又は内容の改善等があった指導事項の履修漏れが懸念されます。特に、第5学年で履修することの多い消費者教育に係る内容については、早めの確認が必要です。

*「平成20年版」枠内にある履修学年（例：5年題材）は、開隆堂出版 HP に掲載されている年間指導計画を参考にしているため、学校によっては履修学年が異なる場合があります。

新設・内容の改善等	平成29年版	平成20年版
新設 「生活の営みに係る見方・考え方」の視点から家庭生活を見直すことができるようにする。	A(1)ア 【解説 P. 21～】これからの学習を通して、どのような家庭生活を送りたいかなどについて考え、協力、健康・快適・安全、生活文化などの視点に気付かせたり、よりよい家庭生活の実現に向けて、できるようになりたいことなどを話し合ったりする活動が考えられる。	※R1・5年生未履修 【例】 6年家庭科の授業開きにガイダンスを位置づけ、5年時の振り返りや今年度の見通し、自己の成長などを確認する際に触れる。
内容の見直し 幼児又は低学年の児童や高齢者など異なる世代の人々との関わりについても扱う。	A(3)「地域の人々」 【解説 P. 26】家族や地域の人々との関わりとして、幼児又は低学年の児童や高齢者など異なる世代の人々との関わりについても扱うこととしている。	A(3)「 <u>近隣</u> の人々」
新設 習得した知識及び技能などを実生活で活用するために、「家族・家庭生活についての課題と実践」を新設。	A(4) 【解説 P. 29～】 <u>実践的な活動を家庭や地域などで行うことができるよう配慮し、2学年間で一つ又は二つの課題を設定して履修させること。</u> その際、「A 家族・家庭生活」の(2)又は(3)、「B 衣食住の生活」、「C 消費生活・環境」で学習した内容との関連を図り、課題を設定できるようにすること。	※R1・5年生未履修 R2（第6学年）で必ず一つは課題を設定することが必要。
一部の題材の指定 「材料に適したゆで方」の実習題材については、ゆでる材料として <u>青菜やじゃがいも</u> などを扱う。 青菜とじゃがいもは必ず扱い、それ以外も扱ってよい、ということ。	B(2)ア(イ) 【解説 P. 41】ゆでる材料として青菜やじゃがいもなどを扱い、水からゆでるものと沸騰してからゆでるものがあることや、ゆでることによってかさが減るものは、多くの量を食することができるなどの調理の特性を理解できるようにする。また、じゃがいもの芽や緑化した部分には、食中毒を起こす成分が含まれているので取り除く必要があることにも触れるようにする。	B(3)ウ 【解説 P. 34】 R1・第5学年使用教科書 P. 13（5年題材） ほうれん草 P. 100、101（6年題材） じゃがいも 参考として「体に害のある成分」が含まれることについて紹介。
内容の充実 和食の基本となるだしの役割に触れる。	B(2)ア(オ) 【解説 P. 42】和食の基本となるだしについては、煮干しや昆布、かつお節など様々な材料からだしをとることについて触れ、 <u>みそ汁にだしを使うことで風味が増す</u> ことを理解できるようにする。	B(3)エ 【解説 P. 35】 R1・第5学年使用教科書 P. 48（5年題材） 参考として昆布とかつお節を紹介。 波線部を扱うことが必要。

新設・内容の改善等	平成29年版	平成20年版
<p>一部の題材の指定 「生活を豊かにするための布を用いた製作」では、日常生活で使用する物を入れる袋などの製作を扱う。</p> <p>袋は必ず扱い、それ以外も扱ってよい、ということ。</p>	<p>B(5)ア(7) 【解説 P. 54】布の形や大きさを決めることについて、でき上がりの寸法に縫いしろ分を加えたり、余裕をもって覆ったり出し入れしたりするためのゆとりの分量を考えたりする必要があることが分かり、その見積もりを理解できるようにする。</p>	<p>C(3)ア 【解説 P. 45】 R1・第5学年使用教科書 P. 90 (6年題材) 考えようを取り上げるなどして必ず扱うことが必要。</p>
<p>新設 中学校で扱う「住居の基本的な機能」のうち、「風雨、寒暑などの自然から保護する働き」を小学校の「住まいの主な働き」として扱う。(小中の内容の系統性)</p>	<p>B(6)ア(7) 【解説 P. 58~】「住まいの主な働き」の学習を通して、A(1)アで触れた健康・快適・安全などの視点と関連させて、住生活の大切さに気付かせることを意図している。</p>	<p>※R1・5年生は未履修にならないよう注意!</p>
<p>内容の充実 カビ・ダニ等について「通風・換気」や「清掃」と関連させて扱うことなどが考えられる。</p>	<p>B(6)ア(7) 【解説 P. 60】換気の必要性が分かり、効果的な通風又は換気の仕方を理解できるようにする。その際、空気の流れによって湿度を調整し、結露やカビ・ダニ等の発生を防止することができることにも気付くようにするとともに、《略》</p>	<p>R1・第5学年使用教科書「住まいの働き」「カビ・ダニ等」「音」についての記載なし</p>
<p>新設 中学校「音と生活とのかかわり」を小学校の内容とし、騒音については A(3)と関連させて扱うことなどが考えられる。</p>	<p>B(6)ア(7) 【解説 P. 60】音については、学校周辺や家庭での様々な音を取り上げ、音には快適な音や騒音となる不快な生活音があることを理解できるようにする。また、生活を豊かにする季節の音を大切にしてきた日本の生活文化に気付くことができるようにする。さらに、騒音については、家族や地域の人々との関わりを考えて、生活音の発生に配慮する必要があることにも気付くようにする。</p>	<p>P. 60 (5年題材) 「寒い季節を快適に」 P. 78 (6年題材) 「暑い季節を快適に」 いずれかの題材で扱うことが必要。</p>
<p>新設、内容の改善 自立した消費者の育成のため消費者教育に関する内容の一層の充実を図り「買物の仕組みや消費者の役割」を新設。 「消費者の役割」の学習では、A(1)アで触れた持続可能な社会の構築などの視点と関連させて、消費生活や環境に配慮した生活の大切さに気付くことができるようにしている。</p>	<p>C(1)ア(7) 【解説 P. 64~66】 「買物の仕組み」 日常行っている買物が売買契約であることを理解できるようにする。 「消費者の役割」 買う前に本当に必要かどうかをよく考えることや、買った後に十分に活用して最後まで使い切ることを理解できるようにする。また、自分や家族の消費生活が環境などに与える影響についても考え、《略》消費者としての大切な役割に気付くようにする。さらに、買物で困ったことが起きた場合には、家族や先生などの大人に相談することや、保護者と共に消費生活センターなどの相談機関を利用することにも触れるようにする。</p>	<p>※R1・5年生は未履修にならないよう注意!</p> <p>R1・第5学年使用教科書「消費者」という用語、売買契約についての記載なし 【例】P. 52 (5年題材) 「じょうずに使おうお金と物」で扱うことが必要。</p>